

## 多文化共生のまちづくり促進事業 FAQ

No.	項目	質問内容	回答
1	クリア通知	① 地域国際化協会には通知が行っているのか。 ② 県の役割は、管内市町村への通知でよいか。	① 都道府県、政令市、地域国際化協会に一斉送付している。 ② お見込みのとおり。
2	申請方法	県が市町村の申請を取りまとめる必要はあるか。	必要なし。
3	申請方法	団体のうち、複数課から申請を希望してよいか。可能な場合、 ① 取りまとめ課を設けず、各課から直接申請してよいか。 ② 申請時の助成額は、合計額が上限額を超えてもよいか。	① 各課から直接申請して構わない。 ② 複数課から申請する場合、助成申請額が合計で上限額を超えても構わない。ただし、仮に複数事業が採択され1団体における助成額が上限額を超えた場合は、財源配分を調整のうえ経費内訳書を再提出していただく。
4	申請方法	複数の課から申請する場合、様式第1号の担当者欄は担当課でよいか。それとも取りまとめ部局がよいか。	当協会より事業内容や経費などについて確認のため連絡を要するため、様式第1号は担当課とすること。なお、提出については、担当課からでも、取りまとめ部局からでも良い。
5	申請方法	見積書は必ず2者以上必要か。	以下に該当する場合は1社見積りも可能とする。 ・特定の事業者しか取り扱っていないもの(ただし、その理由書を添付すること) ・条例等団体の規則で金額が決まっているもの(規則写しを添付すること) なお、旅費については見積書不要。
6	申請方法	1年目は教育、2年目は防災など複数年度で事業を展開したい。複数年度での申請は可能か。	申請は単年となる。事業計画書に、参考として今後の事業展開を記載してほしい。
7	助成対象	地域国際化協会とは。	都道府県と政令指定都市に設置された国際交流協会と、総務省から認定されている団体。 ※当協会HP⇒「CLAIRについて」⇒「各種情報」から確認可能
8	助成対象	要綱第5条第2項で「(助成額は)50万円を下限とする」と記載されているが、これは助成額が50万円未満の事業は申請不可ということか。	お見込みのとおり。ある程度の規模をもった事業を対象としている。
9	助成対象	他の事業と併せて50万円以上の事業費となれば、助成対象となるのか。	ある程度まとまりのある事業を助成対象としており、細かな事業(例:10万円×5事業)というものを助成するものではない。

No.	項目	質問内容	回答
10	助成対象	タブマネとはどのような人材か。	<p>当協会が認定した人材で、概要は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人住民に関する法制度や課題についての知識を有する</li> <li>・様々な関係団体、担い手等の長所を活かしたコーディネート力がある</li> <li>・外国人住民の課題解決、外国人住民と共に行う地域活性化等に関する施策や事業を立案できる</li> </ul> <p>なお、タブマネ名簿は以下で公表  当協会HP⇒「多文化共生」⇒「多文化共生に関わる施策・立案の支援」⇒「JIAM、JAMPと共催する専門的研修」⇒「多文化共生マネージャー一覧」</p>
11	助成対象	3年前に作成した防災ガイドブックを改定したい。助成対象となるか。	既存のものでも、新たな工夫を盛り込むなどレベルアップするものであれば、対象となる。
12	助成対象	事業実施前の事前調査や意識調査は、助成対象となるか。	多文化共生事業に必要なものであれば、助成対象となる。
13	助成対象	NPO法人が申請を希望する場合の要件となる、「地方公共団体または地域国際化協会との連携事業」にはどのような方法があるか。	委託契約の締結や実行委員会の設立などが考えられる。
14	助成対象	要綱第4条で経常的な人件費は助成対象外となっているが、事業に要する人件費は助成対象となるか。	お見込みのとおり。当該事業に限定して雇う場合は、対象となる。
15	助成対象	旅費は事業総額と助成申請額のどちらの2割以内か。	助成額の2割以内とする。
16	助成対象	食糧費の範囲は。	事業に要する必要最低限の経費とし、地域めぐりなどで購入する飲食物は助成対象外とする。
17	助成対象	外国人住民と日本人住民の親睦交流会は助成対象となるか。	対象となる。交流会開催にとどまらず、意識啓発や外国人住民の社会参画など、今後の多文化共生事業に寄与する内容が望ましい。
18	助成対象	委託契約する場合も助成対象となるか。	要綱第3条の事業であれば対象となる。申請団体と委託先の分担が明確であればよい。
19	変更承認	要綱第9条別表によると、「事業遂行の上で必要な過程を省略する又は遂行手段、方法を大幅に変更する」場合は変更承認が必要とのことだが、「大幅」のレベルはどれくらいか。	<p>事業の中核部分を変更する場合は該当する。</p> <p>例：該当⇒事業の中核部分の委託、事業の全部委託  非該当⇒事業の枝葉の委託</p>
20	その他	採択率(不採択件数)はどれくらいか。	公表していない。
21	その他	事業終了期限及び実績報告期限は共に2月末日なのか。	<p>細則第4条により、事業終了、支払い完了、請求書などの根拠資料を添付した実績報告書の提出を以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了4～9月 ⇒報告書提出期限10月15日</li> <li>・事業完了10～12月 ⇒報告書提出期限1月15日</li> <li>・事業完了1～2月 ⇒報告書提出期限2月末日</li> </ul>